

令和8年度

大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金のご案内

【創業する方向け】

町では、空き店舗等の活用による創業の促進や商業の振興、地域経済の活性化を図るため、空き店舗等において事業を開始する方を支援します。

※空き店舗等とは1か月以上使用されていない空き店舗、空き事務所または空き家などです。

募集期間

令和8年5月8日(金)から令和8年12月28日(月)まで

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する事業が対象

受付時間:午前8時15分~午後5時(土日祝日を除く) ※予算が無くなり次第終了(先着順)

補助率

補助対象経費の2分の1

※1,000円未満切り捨て

※消費税・地方消費税を除く

対象事業

都市計画法に規定する市街化区域内において、空き店舗等を借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、その他町長が認める事業

対象経費

①外装・内装工事費、設備(水道、電気、ガス、空調)工事費、付帯工事費及び設計費

②補助対象者が自ら店舗改修を行う場合の資材等の購入費

補助金上限額

①令和7年10月1日から実績報告書の提出期限までに大鰐町に転入する個人または大鰐町に本店を移転する予定の法人・・・上限 100万円

②上記以外の者・・・上限 50万円

対象者

次の要件を全て満たす個人または法人

- 事業に必要な資格や認可等を取得する見込みがあること
- 2年以上継続して営業する意思を有すること
- 営業時間が通年または週4日以上であり、営業時間が1日5時間以上であること
- 今後大鰐町に転入または移転する事業者の場合で、営業開始の日から2年以上大鰐町に居住または本店を有することが見込まれること
- 空き店舗等の所有者と申請者との関係が、同一世帯または生計を一緒にする者若しくは2親等以内の親族でないこと
- 空き店舗等の所有者と同一の法人等に属する者でないこと
- 既に町内の店舗に出店している申請者が、空き店舗等に出店する場合、町内の当該店舗が空き店舗とならないこと
- 市町村税を滞納していないこと
- 国、県が実施する同様の制度による補助金、助成金等を受けていないこと
- 大鰐町暴力団排除条例に規定する内容に該当していないこと



■留意事項■

◎この事業は補助金の交付決定後に工事等着手することとし、また、完了日から30日以内または令和9年3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

◎このチラシに記載のない要件もありますので、必ず事前にご相談ください。

【申請・問合わせ】 大鰐町企画観光課 観光商工係 ☎ 0172-55-6561
〒038-0211 大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3